

県営土地改良事業変更計画決定公告

県営犬上川地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき土地改良事業計画を令和7年11月17日に変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年11月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営犬上川地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県湖東農業農村振興事務所田園振興課、彦根市産業部農林水産課、豊郷町地域整備課、
甲良町産業課および多賀町産業環境課なお、滋賀県のウェブサイト
（<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/346647.html>）でも閲覧することができる。
- 3 縦覧期間 令和7年11月28日から令和7年12月26日まで
この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和8年1月13日までに審査請求をすることができる。